

毎週火、金曜日発行(但休日欠けるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十一年度に係る整肢学園及び保育  
専門学院の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第七十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度  
に係る整肢学園及び保育専門学院の定期監査を執行した  
ので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年三月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

執行箇所 執行年月日

県立整肢学園 昭和三十二年二月十九日

県立保育専門学院 昭和三十二年二月二十日

整肢学園 昭和三十二年二月十九日監査

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

本園は児童福祉法に基き肢体不自由児施設として、昭和  
二十九年施設費一千八百二十万円(国庫補助二分の一  
)をもつて米子市皆生に木造スレート葺建物(収容定数  
五十四名)の建設に着手、該年度内に七百二十七万余円  
執行し残額を翌年度に繰越し三十年八月完成とともに鳥  
取大学医学部医師会にその経営を委託し、業務開始して  
いるので今回の監査は委託業務の執行状況、並びに施  
設、設備の状況等運営面につき実施した。  
その結果は次の通りである。

一 收容能力の拡充について

昭和三十年八月最初の児童九名を收容してから以来、本年一月末迄の間延実数八十九名を收容し、うち三十五名が退園し現在五十四名が在園している。(收容定員五十四名)

在園児童の出身地は全県下にわたっており年令は五才から十九才までである。

県下の肢体不自由児は推定二千名、うち直ちに入園を可と診断されたもののみでも二百名に近いが、收容能力は前記の通りであるので收容施設の拡張、通園家庭寮の如き施設設置の考慮が必要である。

なお本施とは別途に該当児童の実態の把あくと治療指導の積極的対策樹立が必要と思われる。

二 施設の充実につき一層の配意が望ましい。

本園施設は定員限度児童を收容しているため施設の余力がなくなために、結核性児童、十四名)が一般児童と同居している実状であるが健康管理の面から別途結核病棟の増設が必要と思われる。

また機能訓練室は僅か二十四坪で狭く加えて教室数の不足により、その一部を脳性児童教室及び中学卒業者補修教室に充当しているため十分な訓練が出来ない状態であるので、講堂兼機能訓練室の増築考慮が望まれる。

その他教員室、屋外運動場の皆無、或いは炊事場の換気装置の改善、殊に手術室の狭あい、不完備等施設の整備が認められる。

三 義務教育に伴う教員確保につき配意すべきである。

学園内に小、中分校を夫々開設し、小学校二名、中学校一名の教職員を以つて義務教育を実施しているが、中学校は一名で全科目を担当していることは無理であつて増員の必要が認められ、殊に本学園の特殊性からしてベッドサイド授業の必然性も考慮し、県並びに地教委の協力を得よう主管当局の善処の要がある。

四 治療費の基準につき考究すべきものがある。

治療費基準は月平均十八万八千八百八十七円でその実績は(四月より十二月まで)月平均二十一万八千四百

四十一円で二万九千五百五十四円上廻っている。

なお一人一日基準(十占)に対し実績は一一五六を示し、年間にして三十五万余円が不足する見込であるので基準に対する治療実態を分析検討し、これらの対応策を考究すると共に主管当局においてもその実態を充分調査把あくし善処すべきである。

五 食糧費の効率的執行について

予算面による食糧費一人一日の基準は九十七円五十銭であるがこれに対する実績は十月分一百円四十六銭、十一月分一百円三銭、十二月分一百五十九銭、一月分一百六円七十四銭で基準をそれぞれ上廻り、しかも月々上昇の傾向にあるので計画的、効率的執行について更に検討すべきである。

保育専門学院

昭和三十二年二月二十日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 小谷善高

同上根政幸

本学院は、昭和三十一年六月河北農業高等学校の一部を仮校舎とし開院、定員百名(二ヶ年制)に対し第一期生三十三名を入所許可し、同年十二月倉吉市海田に新庁舎を完成し移転している。

今回の監査は、初年度における運営状況、特に組織機構並びに施設管理につき実施した。その結果は概ね次の通りである。

一 組織機構と人事構成に考究善処すべきものがある。

即ち、発足に伴う組織機構は庶務係と教務部で構成され、専任職員は院長以下四名(内臨職一名)であり、このうち教務部は専任講師一名であつてこのほかに兼任講師として部外から二十六名を委嘱し、運営を図っているが兼任講師の欠講等によつて教務運営に甚からぬ支障を生じているので、専任職員の充足並びに兼任講師に対する欠講防止の懇請等を計つて隘路打開に善処すべきである。

二 教務計画は適確に樹立し推進する要がある。

